

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間) の概要等

1 計画概要

(1) 目的

三遠地域 (静岡県浜松市・湖西市、愛知県豊橋市・豊川市・田原市) 内の交流を促進するとともに、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与することを目的とする。

(2) 都市計画決定権者

愛知県

(本道路は都市計画に定められる施設であり、都市計画決定権者である愛知県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。)

(3) 都市計画対象道路事業実施区域の位置

起点：静岡県と愛知県の県境、終点：愛知県豊橋市

(4) 事業規模

延長：約 13km (静岡県区間：約 13km)

本方法書は (仮称) 浜松湖西豊橋道路全線のうち、愛知県区間の約 13km を対象としている。

2 手続根拠法令

環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)

3 経緯

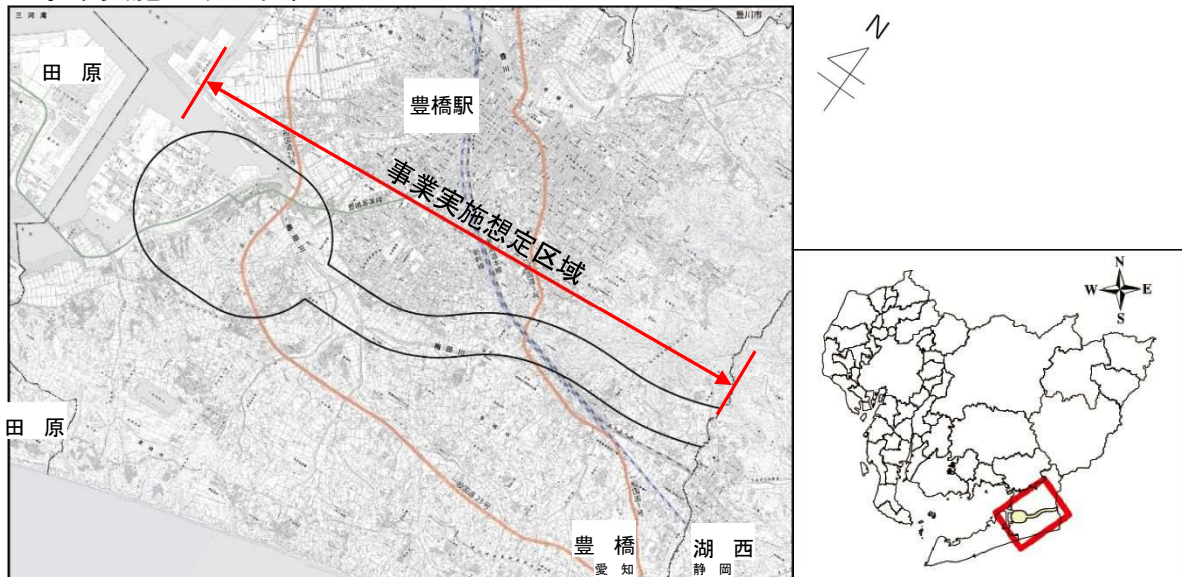
2021 年 12 月 24 日	配慮書の公表・縦覧 (～2022 年 1 月 31 日)、県への送付
2022 年 3 月 4 日	配慮書についての知事意見の通知
2024 年 7 月 18 日	方法書の県への送付
7 月 19 日	方法書の公告・縦覧 (～8 月 19 日)
10 月 10 日	方法書に係る住民意見の概要の送付
10 月 21 日	審査会の開催
11 月 29 日	浜松湖西豊橋道路部会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者 (愛知県) に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者 (愛知県) から方法書についての住民意見の概要の送付があった日 (2024 年 10 月 10 日) から 90 日以内 (2025 年 1 月 8 日まで) に行う。

5 事業実施区域の位置



(仮称) 浜松湖西豊橋道路(愛知県区間)に係る環境影響評価の手の続の流れ

